

帯広市ものづくり総合支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新たなものづくりの先導的な取組み及び新しい産業を創造する中小企業者を研究開発から技術指導、販路開拓までを総合的に支援し、本市産業経済の発展に資するため、事業費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 対象者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条に規定する中小企業者、又は中小企業者で構成された団体、グループであること。
- (2) 本市に主たる事業所があること。
- (3) 帯広市税条例（昭和25年条例第27号）第3条に定める市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、補助対象者が次の表のいずれかに該当する事業を行う場合で、当該年度内に事業が完了し、かつ将来起業化の見通しがあるものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する場合は、対象外とする。

事業名	内 容
1 新製品・新技術・新サービス開発	新製品、新技術、新サービス、製品改良又は生産方式等の改善に関する次のいずれかに該当する場合 ①基礎研究 ②試用試験、実用化試験、委託試験等の試験 ③試作品の製作
2 デザイン開発	新製品のデザイン開発又は既製デザインの改善をする場合
3 販路開拓	自ら開発した新製品、新技術、新サービス等（以下「新製品等」という。）について、展示会等の開催、出展等による販路開拓をする場合並びに新製品等の販路開拓について専門コンサルタントへの委託等による調査及び指導を受ける場合
4 ソフトランディング	建設業等の中小企業者が経営基盤の強化のため、新しい事業・分野に進出する場合
5 産学官・異業種による起業	大学、試験研究機関、異業種等との連携、共同開発等を行い起業する場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、人件費は対象外とする。

事業名	補助対象経費
1 新製品・新技術・新サービス開発	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、設計・試験依頼費、資料購入費、機械購入費、市場調査費、その他市長が特に必要と認めた経費
2 デザイン開発	専門家謝礼・専門家旅費、デザイン委託・購入費、試作費、資料購入費、その他市長が特に必要と認めた経費
3 販路開拓	専門家謝礼・専門家旅費、調査研究委託費、会場借上料、出展料、広告宣伝費、通信運搬費、印刷製本費、調査研究費、その他市長が特に必要と認めた経費
4 ソフトランディング	研究開発費、市場調査費、試作費、専門家謝礼・専門家旅費、広告宣伝費、デザイン委託費、その他市長が特に必要と認めた経費
5 産学官・異業種による起業	

2 補助対象経費につき、国、地方公共団体又は公共的団体等から助成を受けるときは当該補助金額を補助対象経費から控除する。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助事業に対する補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1以内とし、限度額は、新製品・新技術・新サービス開発、ソフトランディング、産学官・異業種による起業については150万円、デザイン開発及び販路開拓については50万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める日までに補助金等交付申請書(帯広市補助金等交付要綱に定める共通第1号様式。以下共通様式については同じ。)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて申請するものとする。

- (1) 事業計画(共通第2号様式)
- (2) 補助金等交付申請額算出調書(共通第7号様式)
- (3) 補助事業に要する経費の算出内訳書(共通第8号様式)
- (4) 収支予算書(共通第9号様式)
- (5) 資金収支計画書(共通第10号様式)
- (6) 申請企業等の概要(様式第1号)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した時は、その内容を審査の上、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金等交付決定書(共通第14号様式)を交付する。

(補助事業の完了報告)

第8条 補助金等交付決定書を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業を完了したときは、補助事業等完了報告書(共通第19号様式)に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（共通第2号様式）
- (2) 補助事業に要した経費の算出内訳書（共通第8号様式）
- (3) 収支決算書（共通第9号様式）
- (4) 補助事業等精算書（共通第21号様式）

（補助金の確定通知）

第9条 市長は、前条の規定による補助事業等完了報告書及び関係書類を受領したときはその内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付目的及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の決定の取り消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 第8条の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。

（財産処分の制限）

第11条 帯広市補助金等交付要綱（昭和59年告示第159号）第21条第4号の規定により市長が処分を制限する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具とする。

2 帯広市補助金等交付要綱第21条ただし書に規定する処分を制限する期間は、補助事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間とする。

（帳簿の整備）

第12条 補助事業者は、対象事業の経理を明確にするため当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年8月24日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（帯広市地場産業振興補助金交付要綱及び帯広市新事業進出支援事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 帯広市地場産業振興補助金交付要綱（以下「旧地場産業振興要綱」という。）及び帯広市新事業進出支援事業補助金交付要綱（以下「旧新事業進出支援要綱」という。）は、平成20年3月31日限り廃止する。

（旧要綱の暫定的効力）

- 3 この要綱の施行の際、現に旧地場産業振興要綱に基づき決定した補助金に係る旧地場産業振興要綱第10条及び第11条並びに旧新事業進出支援要綱に基づき決定した補助金に係る旧新事業進出支援要綱第7条及び第8条の規定については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。